

久喜宮代衛生組合議会

平成28年3月第1回定例会議案

議 案 目 録

議案第 1 号	久喜宮代衛生組合人事行政の運営等の状況の公表 に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 2 号	久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇 に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第 3 号	久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例	3
議案第 4 号	久喜宮代衛生組合議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例	1 2
議案第 5 号	久喜宮代衛生組合行政手続条例	1 6
議案第 6 号	久喜宮代衛生組合行政不服審査会条例	2 9
議案第 7 号	久喜宮代衛生組合行政不服審査法関係手数料条例	3 1
議案第 8 号	久喜宮代衛生組合情報公開条例の一部を改正する 条例	3 3
議案第 9 号	久喜宮代衛生組合個人情報保護条例の一部を改正 する条例	3 5
議案第 10 号	久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会 条例の一部を改正する条例	3 9
議案第 11 号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団 体の数の増加及び同組合の規約変更について	4 2
議案第 12 号	平成 27 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算 (第 2 号) について	4 4
議案第 13 号	平成 27 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算 (第 3 号) について	4 5
議案第 14 号	平成 28 年度久喜宮代衛生組合一般会計予算につ いて	4 6

議案第1号

久喜宮代衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

久喜宮代衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年衛生組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同条第6号中「職員の研修及び勤務成績の評定」を「職員の研修」に改め、同号を第8号とし、同号の前に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

第4条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 2 号

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成14年衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第3号

久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例（平成2年衛生組条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「100分の4」を「100分の5」に改める。

第24条第3項第1号中「100分の75」を「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 以外の 職員	1	140,100	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500

17	160, 200	250, 800	292, 200	321, 400	351, 000	400, 000	440, 400
18	161, 700	252, 600	294, 200	323, 400	353, 000	402, 000	442, 200
19	163, 200	254, 300	296, 300	325, 500	354, 800	403, 900	444, 000
20	164, 700	256, 100	298, 300	327, 500	356, 700	405, 700	445, 700
21	166, 100	257, 800	300, 400	329, 500	358, 700	407, 600	447, 500
22	168, 800	259, 600	302, 500	331, 600	360, 600	409, 400	449, 000
23	171, 400	261, 400	304, 500	333, 600	362, 600	411, 200	450, 400
24	174, 000	263, 100	306, 600	335, 700	364, 500	413, 100	451, 900
25	176, 700	265, 100	308, 400	337, 300	366, 500	414, 900	453, 300
26	178, 400	267, 000	310, 500	339, 200	368, 400	416, 400	454, 600
27	180, 100	268, 800	312, 600	341, 100	370, 400	417, 900	455, 900
28	181, 800	270, 700	314, 600	343, 000	372, 400	419, 500	457, 100
29	183, 300	272, 400	316, 600	344, 700	373, 900	421, 100	458, 100
30	185, 100	274, 300	318, 600	346, 600	375, 700	422, 400	458, 800
31	186, 900	276, 200	320, 700	348, 500	377, 500	423, 700	459, 600
32	188, 600	278, 000	322, 800	350, 300	379, 100	424, 900	460, 300
33	190, 200	279, 700	324, 300	352, 200	380, 900	426, 100	461, 000
34	192, 000	281, 600	326, 300	354, 000	382, 300	427, 400	461, 800
35	193, 800	283, 400	328, 200	355, 800	383, 800	428, 700	462, 500
36	195, 600	285, 300	330, 300	357, 500	385, 400	429, 900	463, 100
37	197, 200	287, 000	332, 200	358, 900	386, 800	431, 100	463, 600
38	199, 000	288, 700	334, 100	360, 200	388, 000	431, 900	464, 200
39	200, 800	290, 500	336, 100	361, 600	389, 200	432, 700	464, 800
40	202, 600	292, 300	338, 000	363, 000	390, 300	433, 500	465, 400
41	204, 300	294, 000	339, 900	364, 300	391, 400	434, 100	465, 900
42	206, 100	295, 700	341, 800	365, 200	392, 600	434, 800	466, 400
43	207, 900	297, 400	343, 600	366, 300	393, 800	435, 500	466, 800
44	209, 700	299, 000	345, 500	367, 400	394, 900	436, 200	467, 100
45	211, 100	300, 700	347, 000	368, 200	395, 600	437, 000	467, 400
46	212, 900	302, 400	348, 400	369, 100	396, 300	437, 800	467, 800
47	214, 600	304, 000	349, 900	370, 000	397, 000	438, 200	468, 200
48	216, 400	305, 700	351, 400	370, 900	397, 700	438, 900	468, 600

49	218,100	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	468,900
50	219,800	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	469,300
51	221,400	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	469,700
52	223,000	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	470,100
53	224,500	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	470,400
54	226,200	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	470,800
55	227,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	471,200
56	229,400	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	471,600
57	230,800	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	471,900
58	232,300	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	472,300
59	233,800	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	472,700
60	235,100	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	473,100
61	236,400	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	473,400
62	237,600	324,500	364,000	380,500	402,900	444,100	473,800
63	238,700	325,300	364,700	381,100	403,200	444,400	474,200
64	239,900	326,100	365,400	381,700	403,500	444,700	474,600
65	241,200	327,000	365,700	382,100	403,800	445,000	474,900
66	242,500	327,400	366,400	382,700	404,100	445,400	475,300
67	243,700	328,100	367,100	383,300	404,400	445,700	475,700
68	245,000	328,900	367,800	383,900	404,700	446,000	476,100
69	246,000	329,700	368,100	384,300	404,900	446,300	476,400
70	247,400	330,400	368,700	384,800	405,200	446,700	
71	248,900	331,100	369,400	385,300	405,500	447,000	
72	250,400	331,800	370,000	385,900	405,800	447,300	
73	251,800	332,300	370,300	386,200	406,000	447,600	
74	253,200	332,900	370,900	386,600	406,300	448,000	
75	254,600	333,400	371,600	387,000	406,600	448,300	
76	256,000	334,000	372,200	387,400	406,800	448,600	
77	257,200	334,300	372,600	387,700	407,000	448,900	
78	258,500	334,800	373,100	388,000	407,300	449,300	
79	259,900	335,200	373,700	388,300	407,600	449,600	
80	261,300	335,700	374,200	388,600	407,800	449,900	

81	262,600	336,100	374,700	388,800	408,000	450,200	
82	263,700	336,600	375,300	389,100	408,300	450,600	
83	265,000	337,100	375,800	389,400	408,600	450,900	
84	266,300	337,600	376,100	389,600	408,800	451,200	
85	267,400	337,900	376,500	389,800	409,000	451,500	
86	268,500	338,300	377,000	390,100	409,300	451,900	
87	269,800	338,800	377,400	390,400	409,600	452,200	
88	271,100	339,200	377,800	390,600	409,800	452,500	
89	272,200	339,500	378,200	390,800	410,000	452,800	
90	273,200	339,900	378,700	391,100	410,300	453,200	
91	274,300	340,400	379,100	391,400	410,600	453,500	
92	275,400	340,800	379,500	391,600	410,800	453,800	
93	276,600	341,000	379,800	391,800	411,000	454,100	
94	277,600	341,400	380,200	392,100	411,300		
95	278,500	341,900	380,600	392,400	411,600		
96	279,500	342,300	380,900	392,600	411,800		
97	280,300	342,400	381,300	392,800	412,000		
98	281,200	342,900	381,700	393,100	412,300		
99	281,900	343,300	382,100	393,400	412,600		
100	282,800	343,600	382,400	393,600	412,800		
101	283,800	343,900	382,800	393,800	413,000		
102	284,600	344,300	383,200	394,100	413,300		
103	285,400	344,700	383,600	394,400	413,600		
104	286,200	345,100	383,900	394,600	413,800		
105	287,000	345,600	384,300	394,800	414,000		
106	287,500	346,000	384,700	395,100	414,300		
107	287,900	346,400	385,100	395,400	414,600		
108	288,400	346,800	385,400	395,600	414,800		
109	288,500	347,300	385,800	395,800	415,000		
110	288,900	347,700	386,200	396,100	415,300		
111	289,100	348,000	386,600	396,400	415,600		
112	289,500	348,300	386,900	396,600	415,800		

113	289,700	348,800	387,300	396,800	416,000		
114	289,900	349,200	387,700	397,100	416,300		
115	290,300	349,600	388,100	397,400	416,600		
116	290,600	350,000	388,400	397,600	416,800		
117	290,900	350,300	388,800	397,800	417,000		
118	291,200	350,700	389,200	398,100	417,300		
119	291,500	351,100	389,600	398,400	417,600		
120	291,900	351,500	389,900	398,600	417,800		
121	292,200	351,800	390,300	398,800	418,000		
122	292,600	352,200	390,700		418,300		
123	292,900	352,600	391,100		418,600		
124	293,300	353,000	391,400		418,800		
125	293,400	353,300	391,800		419,000		
126	293,600	353,700	392,200		419,300		
127	294,000	354,100	392,600		419,600		
128	294,400	354,500	392,900		419,800		
129	294,600	354,800	393,300		420,000		
130	294,900	355,200			420,300		
131	295,300	355,600			420,600		
132	295,700	356,000			420,800		
133	295,900	356,300			421,000		
134		356,700					
135		357,100					
136		357,500					
137		357,800					
138		358,200					
139		358,600					
140		359,000					
141		359,300					
142		359,700					
143		360,100					
144		360,500					

145		360,800					
146		361,200					
147		361,600					
148		362,000					
149		362,300					
150		362,700					
151		363,100					
152		363,500					
153		363,800					
154		364,200					
155		364,600					
156		365,000					
157		365,300					
158		365,700					
159		366,100					
160		366,500					
161		366,800					
162		367,200					
163		367,600					
164		368,000					
165		368,300					
166		368,700					
167		369,100					
168		369,500					
169		369,800					
170		370,200					
171		370,600					
172		371,000					
173		371,300					
174		371,700					
175		372,100					
176		372,500					

	177		372,800					
	178		373,200					
	179		373,600					
	180		374,000					
	181		374,300					
	182		374,700					
	183		375,100					
	184		375,500					
	185		375,800					
	186		376,200					
	187		376,600					
	188		377,000					
	189		377,300					
	190		377,700					
	191		378,100					
	192		378,500					
	193		378,800					
再任用 職員		214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

第2条 久喜宮代衛生組一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるところによる。

第11条第2項中「100分の5」を「100分の6」に改める。

第12条第1項を次のように改める。

住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万

2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他衛生組規則で定める職員を除く。）に支給する。

第12条第2項を次のように改める。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（そ

の額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

(2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額

第23条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条または第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

第24条第3項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条第4項関係)

等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	主事及び技師の職務
2級	主任の職務
3級	係長及び主査の職務
4級	課長補佐及び清掃センター所長の職務
5級	課長の職務
6級	次長及び困難な業務を行う課長の職務
7級	事務局長の職務

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職職員の給与条例」という。)の規定は平成27年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

- 3 平成28年4月1日前から引き続き第2条の規定による改正前の久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例(以下「改正前の一般職職員の給与条例」という。)第12

条第1項第2号に該当する職員（再任用職員を除く。）については、第2条の規定による改正前の一般職職員の給与条例第12条第2項第2号の規定は、同日から平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項第2号中「4,500円」とあるのは、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては「3,000円」と、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては「1,500円」とする。

- 4 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間において人事交流等により新たに第2条の規定による改正前の一般職職員の給与条例第12条第1項第2号に該当する職員となった者で任用の事情を考慮して前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、第2条の規定による改正後の一般職職員の給与条例の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる同条の規定による改正前の一般職職員の給与条例の規定（同項の規定により読み替えられる場合には、読み替え後の規定）に準じて、住居手当を支給する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 5 適用日前に職務の級を異にして異動した一般職職員及び管理者の定めるこれに準ずる一般職職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 6 改正後の一般職職員の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の久喜宮代衛生組合一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（衛生組合規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、衛生組合規則で定める。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員等の給与を改定するとともに、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第4号

久喜宮代衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成14年衛生組合条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による	0.89

	障害年金」という。)	
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第8条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86

障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の久喜宮代衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第8条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み

替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第8条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の久喜宮代衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第8条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払いとみなす。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、この案を提出するものであります。

久喜宮代衛生組合行政手続条例

第1章 総則

(目的等)

第1条 この条例は、行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」という。)第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、久喜宮代衛生組合(以下「組合」という。)の行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が住民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。)並びに知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年埼玉県条例第61号)により組合が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例及び埼玉県の執行機関の規則をいう。
- (2) 法令 法律及び法律に基づく命令(告示を含む。以下「法律等」という。)並びに条例等をいう。
- (3) 処分 条例等に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (4) 申請 条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- (5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

(6) 組合の機関 管理者その他の執行機関その他法律の規定に基づき組合に置かれる機関(議会を除く。)若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

(7) 行政指導 組合の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分(第3号の規定にかかわらず、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。第32条において同じ。)に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であつて、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の条例等上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

(適用除外)

第3条 処分又は行政指導で法第3条第1項各号に掲げるものについては、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

(審査基準)

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従つて判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

(標準処理期間)

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間)を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査及び応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者(以下この章において「申請者」という。)に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により

当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分

であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

(4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分の原因となる事実

(3) 聴聞の期日及び場所

(4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

(1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

(2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第2項第6号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下「当事者等」という。)は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、

第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) 当該聴聞の当事者又は参加人

(2) 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親

(3) 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人

(4) 前3号に規定する者であったことのある者

(5) 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(6) 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

(続行期日の指定)

第 22 条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する 2 回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結)

第 23 条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第 21 条第 1 項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第 21 条第 1 項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

(聴聞調書及び報告書)

第 24 条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第 1 項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第 1 項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

(聴聞の再開)

第 25 条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第 3 項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第 22 条第 2 項本文及び第 3 項の規定は、この場合について準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分決定)

第 26 条 行政庁は、不利益処分決定をするときは、第 24 条第 1 項の調査の内容及び同条第 3 項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第 3 節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第 27 条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 28 条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項

(2) 不利益処分原因となる事実

(3) 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)

第 29 条 第 15 条第 3 項及び第 16 条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第 15 条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同項第 3 号及び第 4 号」とあるのは「同条第 3 号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第 16 条第 1 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条」と、「同条第 3 項後段」とあるのは「第 29 条において準用する第 15 条第 3 項後段」と読み替えるものとする。

第 4 章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第 30 条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該組合の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第 31 条 申請(法律等に基づくものを含む。以下この条において同じ。)の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請をした者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請をした者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 前項の規定は、申請をした者が行政指導に従わないことにより、災害防止、環境保全その他の公益の確保に著しい障害が生ずるおそれがある場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第 32 条 許認可等(法律等に基づくものを含む。以下この条において同じ。)をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する組合の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第 33 条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、組合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前 2 項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書(前項の書面を含む。)又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第 34 条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者
に対し行政指導をしようとするときは、組合の機関は、あらかじめ、事
案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、
かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。
(行政指導の中止等の求め)

第 35 条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規
定が法令に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該
法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をし
た組合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必
要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がそ
の相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたもので
あるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなけれ
ばならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法令の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該組合の機関は、第 1 項の規定による申出があったときは、必要な
調査を行い、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと認
めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければなら
ない。

第 4 章の 2 処分等の求め

第 36 条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のた
めにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法令に置かれ
ているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする
権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する組合の機関に
対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めるこ
とができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなけれ
ばならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該行政庁又は組合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第5章 届出

(届出)

- 第37条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第6章 雑則

(写しの交付)

- 第38条 当事者等は、行政庁に対し、第18条第1項及び第2項の資料(閲覧を拒否された資料を除く。)の写しの交付を求めることができる。
- 2 当事者又は参加人は、行政庁に対し、第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書の写しの交付を求めることができる。
- 3 第1項の規定は、法第18条第1項及び第2項の資料(閲覧を拒否された資料を除く。)並びに埼玉県行政手続条例(平成7年埼玉県条例第65号。以下「県条例」という。)第18条第1項及び第2項の資料(閲覧を拒否された資料を除く。)について、前項の規定は法第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書並びに県条例第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書について準用する。
- 4 第1項又は第2項(前項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

- 第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に、届出その他規則で定める行為（以下「届出等」という。）がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出等がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田中 暄 二

提案理由

行政手続法の適用が除外されている地方公共団体のする行政指導等の手続き等について必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第6号

久喜宮代衛生組合行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、久喜宮代衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和63年衛生組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表(第1条関係)情報公開・個人情報保護運営審議会の区分の次に次のように加える。

行政不服審査会	会 長	日 額	9,300円
	委 員	日 額	8,300円

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組管理者 田 中 暄 二

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、久喜宮代衛生組合行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第7号

久喜宮代衛生組合行政不服審査法関係手数料条例

(手数料の納付)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける者は、この条例の定めるところにより、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

(手数料の減免)

第2条 審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 審査庁（法第9条第1項に規定する審査庁をいう。）が同項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。）」とあるのは、「次項の審査庁」とする。

(準用)

第3条 第1条及び前条第1項の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、第1条中「第38条第1項」とあるのは、「第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項」と読み替えるものとする。

2 第1条及び前条第1項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第1条中「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、前条第1項中「審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。）」とあるのは「久喜宮代衛生組合行政不服審査会」と読み替えるものとする。

(手数料の還付)

第4条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、管理者が正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

交付の方法	種 別	金 額
1 書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	ア 白黒	用紙1枚につき 10円
	イ カラー	用紙1枚につき 20円
2 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	ア 白黒	用紙1枚につき 10円
	イ カラー	用紙1枚につき 20円

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番又はA列4番とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、久喜宮代衛生組合行政不服審査会に提出された書面の写し等の交付に係る手数料の額等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第8号

久喜宮代衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合情報公開条例（平成14年衛生組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改める。

第17条及び第18条を次のように改める。
（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第18条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- （1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - （2） 公開請求者（当該公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - （3） 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を変更し、当該公開決定等を「審査請求に係る公開決

定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条第2号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の久喜宮代衛生組合情報公開条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関（以下この項において「実施機関」という。）の改正前の条例第11条第1項若しくは第2項の決定（以下この項において「決定」という。）又は第5条の規定による公開の請求（以下この項において「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

行政不服審査法の全部改正等に伴い、久喜宮代衛生組合情報公開条例に基づく公開決定等に対する審査請求について審理員による審理手続の適用除外等をしたので、この案を提出するものであります。

議案第9号

久喜宮代衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 久喜宮代衛生組合個人情報保護条例（平成14年衛生組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

（6） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（7） 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

（8） 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第9条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。以下第10条、第11条第1項及び第30条において同じ。）」を加え、同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第17条第1項中「前条第1項」を「第16条第1項」に、同条第2項中「前条第1項」を「第16条第1項」に改める。

第20条の見出しを「（訂正、削除及び中止等の請求）」に改め、同条第4項中「訂正、削除又は目的外利用等の中止」を「保有個人情報の訂正、削除若しくは目的外利用等の中止又は利用の停止若しくは消去若しくは提供の停止」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 何人も、自己の保有個人情報について、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（一定の事務の目的を達成するため、特定の保有特定個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように又は氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有特定個人情報を容

易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。)に記録されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる。

5 何人も、自己の保有 개인정보が第9条の3の規定に違反して提供されているときは、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる。

第2条 久喜宮代衛生組合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第1項の規定による決定」の次に「(以下「開示決定」という。)」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 開示請求に係る公文書に組合及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

第17条に次の1項を加える。

6 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第24条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第24条 開示決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求の不作为に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

第24条の次に次の2条を加える。

(審査会への諮問)

第24条の2 開示決定若しくは訂正等の決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作为について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用す

る同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第 1 項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者又は訂正等の請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第 24 条の 3 第 17 条第 6 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 3 条 久喜宮代衛生組合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(9) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 9 条の 2 第 2 項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第 20 条第 4 項中「自己の保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

第 23 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 項に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例中、第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号において規定する政令で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の久喜宮代衛生組合個人情報保護条例(以下この項において「改正前の条例」という。)第2条第2号に規定する実施機関(以下この項において「実施機関」という。)の改正前の条例第17条第1項の決定若しくは第23条第1項の決定(以下この項においてこれらを「決定」という。)又は第13条の規定による請求若しくは第20条第1項から第5項までの請求(以下この項においてこれらを「請求」という。)に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた実施機関の決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政不服審査法の全部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第10号

久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する 条例

久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成14年衛生組合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第18条」に、「第24条」を「第24条の2」に改める。

第4条を次のように改める。

（調査権限）

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、久喜宮代衛生組合情報公開条例第12条第1項の公開決定等に係る同条例第2条第2項の公文書又は久喜宮代衛生組合個人情報保護条例第17条第3項の開示決定若しくは同条例第23条第1項の規定による訂正等の請求に対する決定に係る同条例第2条第4号の公文書（以下これらを「公文書」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問した実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問した実施機関に対し、公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問した実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第7条を第12条とし、第6条を第11条とし、第5条を第10条とし、第4条の次に次の5条を加える。

（意見の陳述）

第5条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得

て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第6条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第4条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第5条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第8条 審査会は、第4条第3項若しくは第4項又は第6条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 久喜宮代衛生組合情報公開条例（平成14年衛生組合条例第9号）第11条第1項若しくは第2項の決定若しくは第5条の規定による公開の請求に係る不作為について不服申立て又は久喜宮代衛生組合個人情報条例（平成14年衛生組合条例第10号）第17条第1項の決定若しくは第23条第1項の決定若しくは第13条の規定による請求若しくは第20条第1項から第5項までの請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた実施機関のこれらの決定又はこの条例の施行前にされた請求に係る実施機関のこれらの不作為に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、久喜宮代衛生組合情報公開条例又は久喜宮代衛生組合個人情報保護条例に基づく審査請求について久喜宮代衛生組合情報公開・個人情報保護審査会における必要事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第11号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させ、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

提案理由

平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること及び同日から皆野・長瀬上下水道組合が名称を変更することに伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項中「皆野・長瀬上下水道組合」を「皆野・長瀬下水道組合」に、「埼玉東部消防組合」を「埼玉東部消防組合 草加八潮消防組合」に改める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第12号

平成27年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算(第2号)について

平成27年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田中 暄 二

議案第13号

平成27年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算(第3号)について

平成27年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二

議案第14号

平成28年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について

平成28年度久喜宮代衛生組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

平成28年3月16日提出

久喜宮代衛生組合管理者 田 中 暄 二